

なんたん



先人の偉功を訪ねて



耕作放棄地ゼロを目指して	2~3
いきいき南丹の農業	4~5
農業者年金に加入しましょう	6
標準小作料が改訂されました	7
下限面積が引き下げられました	7
なんたんあっちこっち	8

南丹市立川辺小学校では、社会見学の一環として校区にある大西井堰を見学しました。

大西井堰は、日吉町殿田の大堰川を取水地とし、途中、日吉町殿田～園部町船岡間を370メートルのトンネルでつなぎ、全延長8キロメートル、船岡地区、新堂地区、千妻地区の計約100ヘクタールの農地を潤しています。

児童たちは、水路を歩いたり、また、途中トンネル部分になっているところを少しもぐる（写真上）など、先人の苦勞や努力を身をもって体験しました。

耕作放棄地再生利用緊急対策

日本農政の大きな問題となっています「耕作放棄地」の解消対策として、農林水産省で「耕作放棄地再生利用緊急対策事業」がまとめられました。

耕作放棄地の再生利用を目的とした、総力を挙げての対策です。その概要についてお知らせします。

**耕作放棄地は
全国で三八・六万^〇ha**

前号の南丹市農業委員会日よりお知らせしました通り、今、全国で「遊休農地」「耕作放棄地」の増加が大きな問題となっています。

全国の「耕作放棄地」とされる農地面積は三八・六万^〇ha。埼玉県の全面積、日本の国全体の1%に匹敵する膨大な面積です。

今、日本の食料自給率は約四〇%と深刻な状態となっていますが、一方でこれだけ多くの農地が「耕作放棄」すなわち耕作されていないという現状があります。



▶耕作放棄地をいっせい調査

全国一斉調査を実施

「耕作放棄地」とは、農林水産省の定義では「過去一年以上作付けせず、今後数年間再び作付けする意思のない耕地」とされています。

昨年、全国全ての市町村でいっせいに耕作放棄地の調査が行われました。南丹市農業委員会においても、市全域を対象として、昨年八月に六日間、二十二の班に分かれて調査しました。

結果として、耕作放棄されているが農地への復旧が比較的容易なものが約一六^〇ha。容易ではないが農地への復旧が可能なもの約一一^〇ha。農地への普及が困難なもの（山林・原野化している、無断転用など）が約一二^〇haでした。

ただし、この調査は農振農用地区域内の農地（ほ場整備田が中心）に限定して行っており、市内全農地を対象にすればもっと多くなるものと思われるか

**耕作放棄地が
地域にあると…**

いままでもなく農地は、国民に食料を供給するための基礎的な生産要素であるとともに、農業者にとっては極めて重要な経営基盤です。また、豊かな自然環境を生み出すとともに、さらに水田は有数の貯水機能を持つ自然のダム機能を持つなど、単に食料生産

の場だけではなく、その多面的な機能は私たちの生活と密接に結びついています。

農地が荒廃すると、病害虫の温床や、有害鳥獣の住みかとなってこれら被害の発生・拡大拠点となります。

また、地域にとっては、農地の利用集積を阻害することになり、集落営農や中山間直接支払制度等の事業の円滑な推進を妨げます。また、水利施設等の管理にも支障をきたします。

さらに、廃棄物の不法投棄、景観の悪化等、生活環境面でも大きな課題となります。

耕作放棄地の解消策は？

さて、耕作放棄地の解消対策、すなわち再生利用に向けた取り組みですが、大きく次の三つのポイントがあります。

- ①引き受け手をどうするか
- ②何をやるか、収穫した農作物の加工や販路をどうするか
- ③土地条件はどうか

①については、新たな耕作者をどう確保するかということです。そのためには、耕作放棄地の荒廃状況や権利関係を調査し、所有者の意向把握をする必要があります。

さらに、周辺農業者等の意向把握を行い、農地の利用調整（所有権移転や

▶こうした耕作放棄地は解消できるか



貸し借りの推進)をする必要があります。

②については、どのような作物を作っていくか、販路をどうするかという事です。

再生された農地で、営農“していかなければならないわけですから、何をやるのかやその販路について検討する必要があります。もちろん、営農開始後のフォローアップも必要です。場合によっては、加工施設の整備や直売所の整備も必要になってきます。

③については、荒れたままとなっている農地をどのように再生(障害物除去、整地、土壌改良等)していくかという事です。場合によっては、用排水施設や農道の整備から、鳥獣被害防止施設等の整備も必要になってきます。

耕作放棄地 再生利用緊急対策

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

さらに、国家的な位置づけで、国の支援も必要になってきます。

これらを踏まえ、国においては、地域の取り組みを総合的に支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策」を平成二十一年度から新たに実施します。

その柱となるのは「耕作放棄地再生利用交付金」制度で、①再生利用活動に対する交付金と、②施設等補完整備に対する交付金の二本立てとなります。

①再生利用活動交付金

耕作放棄地を再生し、利用する取り組みに対して交付されるもので、次の三つのメニューがあります。

(1)再生作業に対する支援

- ・再生作業(立木等の障害物の除去、深耕、整地等)を行った場合、荒廃の程度に応じ、一〇万円(一反)あたり三万円または五万円を交付(取組初年度のみ)。

(2)土壌改良に対する支援

- ・一〇万円あたり二万五千円を交付(最大二年間)。

(3)営農定着に対する支援

- ・一〇万円あたり二万五千円を交付(一年間)

- ・水田等有効活用促進交付金の対象作物を除きます。

②施設等補完整備交付金

用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園等の整備を行った場合、事業費の二分の一が補助されます。

(注) 再生利用活動に対する交付金は、賃貸借や使用貸借の設定・移転、所有権の移転、または農作業の受委託等により「耕作する者」を確保して(あるいはその見通しをもって)行う農地の再生作業のみ交付されるものです。所有者が自ら耕作するために再生作業をされる場合は対象となりません。

耕作放棄地対策協議会による支援等

また、耕作放棄地再生利用緊急対策のフォローアップとして、荒廃状況等の詳細調査や農地利用調整、導入作物・販路の検討、さらには営農開始後の相談等の支援が行われます。

さらには、連携して、既存のソフト施策である水田等有効活用促進交付金や産地確立交付金を活用することができ、まさに総力を挙げて耕作放棄地解消対策に取り組むこととなります。

全国農業新聞を読みましょう

水田・畑作経営所得安定対策など、農業を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。こうした中、情報の先取りがこれからの農業経営を左右するといっても過言ではないですね。

発行所 全国農業会議所

発行日 毎週金曜日

購読料 月額600円

新しい農業・農村・農政の動き、農業経営と経済、暮らしの情報がつんご盛りの情報誌、「全国農業新聞」をぜひお読みください。

お申し込みは農業委員会事務局まで。





ほ場整備への取り組み

諸畑地区は、八木町の北部に位置し、水稲を中心とした個人営農が長らく続けられてきました。

平成十六年から、府営の土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）に着手。

この中で、諸畑地区では、将来的に農業の後継者不足が懸念される中で個々の農家で農業経営していくことは困難となり、いづれ地域として農地を守っていかなければならない時代が来ることを想定し、大型機械の導入により作業効率が高まる大区画化に取り組み、計画区域全体の半分の二〇〇畝を、一畝（100㎡×1000㎡）の大規模区画とし、さらに、平坦した農地となるよう一団地に集約させました。

大規模区画で集落営農を
農事組合法人
木喰の郷 もろはた
 (八木町諸畑地区)

南丹市でも比較的平坦な農地が広がる八木町。その地域特性を生かし、大型機械導入のメリットを活かせる大規模区画のほ場整備を誘導し、法人化による集落営農に取り組まれている諸畑地区の取り組みを紹介します。

集落営農の取り組み

この一畝×二〇〇区画の二〇〇畝で集落営農に取り組まれています。主体は「諸畑地区生産組合」。

平成十八年秋、水田・畑作経営所得安定対策（当時の名称は品目横断的経営安定対策）のスタートにあわせ、十九年産麦の取り組みから着手されました。そして、平成二十年度からは水稲作付にも取り組まれています。

二十年度の作付面積は、水稲が二二二畝（ヒノヒカリ六・二畝・日本晴六畝）、小豆五畝、大豆二畝、麦六・九畝です。

水稲は、は種・育苗も生産組合で行い、計二千百箱の育苗が行われました。うち、三百箱は個人営農される農家から委託を受けてのものです。

基幹作業（耕起・田植え・稲刈り）については、地区でオペレーターを募集。オペレーターは専業農家ではなく、サラリーマン等それぞれ本来の仕事を持っておられる方々です。作業計画を樹立して休日に作業を行われることになりました。

また簡易な管理作業については、婦人や高齢者に作業参加を依頼。何らかの形で地区内農家へお金が落ちるよう考えてのことです。

また、地区内農家で籾の乾燥機を所有される農家があるので、乾燥調整についてはそれら農家に委託されています。受託した農家は、籾摺りし、出荷袋に入



れた状態で生産組合に納品することになります。乾燥調整にかかる手数は、J Aライセンサー利用料より

り少し安く設定されています。営農組織で乾燥機等への投資が避けられるうえ、農家にとっては乾燥機の有効利用につながることに、まさに一石二鳥です。



エコ農法への取り組み

肥料については、土づくりも含め、南丹市八木バイオエコロジーセンターの堆肥（八木バイオグリーン）や同液肥を全面的に施用（元肥、追肥とも）。化学肥料は一切使用されていません。

また、種子消毒は農薬を使わず「温湯消毒」にするなど「減農薬」「エコ農法」

に取り組み、安心・安全の農産物づくりという地域の特徴を出されています。



残り二二ヘクタは 個々の農家で営農

前述のとおり、地区全体の水田面積は約四二ヘクタであり、集落営農で取り組む以外の二二ヘクタについては個々の農家で営農が行われます。個々の農家で営農する農地の平均区画面積は三〇^ルア^ー(三一反)と小さくなります。農家によっては、集落営農の区域に農地を有し集落営農に参加する一方、個人営農にも取り組まれるところもあります。

なお、これら個々の農家が営農する農地についても、将来的には、農業後継者の確保が困難になることが予想され、その場合には、作業受託をするか集落営農で引き受けることになる見込みです。

法人化への取り組み

集落営農の「現場」の取り組みと平行して、「組織面」での検討、すなわち、法人化への取り組みもあわせて進められ、昨年六月から法人化準備委員会や発起人会を開催されてきました。

そして、十二月二十日、諸畑農事センターにおいて「農事組合法人木喰の郷もろはた」設立総会を開催され、四十八人の組合員でスタート。二十一年度からは生産組合に代わり同法人で取り組みを進められます。

■農事組合法人木喰の郷もろはた

総組合員数四十八人。
理事五人、監事二人。
代表理事（理事長）は明田卓氏。
設立時出資金総額九百七十七万円。



■農事組合法人 木喰の郷もろはた 総務担当理事 竹井勝氏

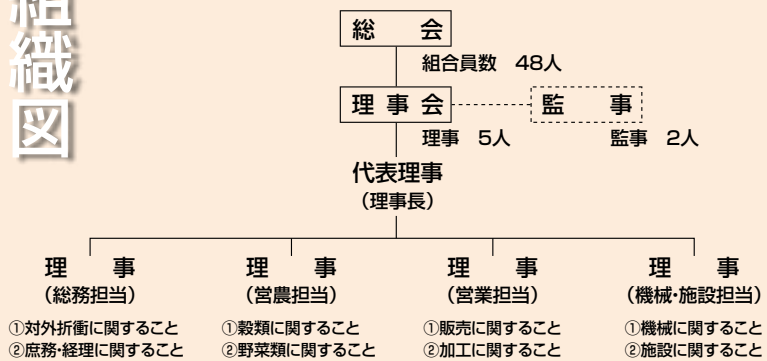
ようやく体制ができたが、これからの運営が大変。

地域の農地を守るという大目標達成のためには、しっかりとした組織の運営が必要だと思っています。

そのためにも、オペレーターやパート、さらには地区内農家への乾燥調整の委託など、できるだけ地区の農家にお金が落ちるように考え、地区に目に見えたメリットを与えていきたいと考えています。

組織図

農事組合法人 木喰の郷もろはた



農業生産法人とは

「農業生産法人」とは、農地法上の定義で、農地の所有権や使用収益権（賃借権等）を持つことができる法人です。

「法人」そのものは商法に基づく「株式会社」や、農業協同組合法に基づく「農事組合法人」として設立されていますが、その上で、その法人が農地の権利（所有権、賃借権等）を取得するためには「農業生産法人」としての要件を備えることが必要となります。

よく、「農事組合法人」と「農業生産法人」が混同されますが、農事組合法人は「法人」の形態の一つであり、「農業生産法人」は農地の権利を持つための「要件」であって、両者のジャンルはまったく別のものです。

両者の関係で言えば、「農業生産法人の要件を有した農事組合法人が農地の権利を有することができる」ということとなります。

ところで、農業生産法人の要件には、その法人の行う事業のうち農業及び農業関連分野の売上げが法人の事業全体の売上げの過半数である必要があるという「事業要件」や、農業生産法人の構成員（株式会社の場合は「株主」、農事組合法人の場合は「組合員」）がその法人に対して農地の提供をしているなどの「構成員要件」等があります。

なお、改正農地法が今年秋にも施行され、農業生産法人の要件を満たしていなくても、農地の借り手となることはできるようになります。（ただし、所有権の受け手とはなりません）

魅力いっぱい 農業者年金

**農業者年金に
加入しましょう**

総務省の家計調査によれば、世帯主が65歳以上で家族が2人以上の世帯では、1カ月に必要な生活費は約23万円となっています。

老後生活の基礎となる国民年金は、40年加入した場合でも給付月額が6万6千円で、夫婦2人合わせても必要額の6割弱にしかなりません。

そのため、サラリーマンが加入する厚生年金のように、国民年金に上乗せして加入できる制度として「農業者年金」制度があります。

農業者年金は、農業者だけが加入できる制度です。特に、認定農業者や認定就農者など、一定の条件を満たす意欲ある担い手農業者には保険料の手厚い国庫助成があるなどメリットの大きい公的年金制度です。

農業者年金の メリット

長期に安定した 制度ですよ

将来の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立てる積み立て方式の「確定拠出型」ですので、将来の年金加入者数には影響されません。

少子・高齢化等の影響は受けませんということです。

農業に従事する人だけが 加入できるんじやよ

農業者年金に加入できるのは、国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人です。

自分名義の農地を持っていない人や、農地所有者の配偶者や後継者でも、農業従事日数が年間60日以上あれば加入できます。

保険料は自由に 選択できますわよ

毎月の保険料は2万円を基本として、最高6万7千円まで、千円単位で自由に決められます。

意欲ある担い手は 保険料助成が 受けられるんじやよ

認定農業者や認定就農者など、一定の条件を満たす意欲ある担い手農業者には、基本保険料のうち国から最高半額の助成が受けられます。

80歳までの保証が 付いた終身年金ですよ

年金は終身年金、すなわち、受給者が亡くなるまで給付されます。

仮に、80歳になる前に亡くなられた場合は、80歳までに受け取れるはずの農業者老齢年金を、死亡一時金として遺族の方が受け取れます。

税制面でも有利じやよ

納付した保険料は、全額、所得税の社会保険料控除の対象となります。(民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円です)

また、将来受け取る農業者年金も公的年金等控除が適用されます。



標準小作料

改訂のお知らせ

標準小作料は、小作料契約での目安となるもので、原則として3年経過ごとに見直しが行われます。

今年がその改訂の年に当たり、このたび下記の通り改訂されましたのでお知らせします。

なお、標準小作料は、あくまで「標準」であり目安ですので、実際に賃貸借契約を結ぶときは、貸し手、借り手で十分話し合いいただき、お互いが納得のいく金額で契約してください。



田 の 部		
農地の区分	10aあたりの基準収量	標準小作料 (10aあたり)
A区分農地	540kg	4,000円
B区分農地	480kg	2,000円
C区分農地	440kg	500円

※この標準小作料は、平成21年の支払い小作料から適用してください。

※基準作物は水稲です。

※畑の標準小作料額は設定していません。

※農地の区分は旧町等の地域的な区分、または、ほ場整備事業が実施されているかどうかの区分ではなく、10アールあたりの基準収量による区分です。この区分に該当しない収量である場合、例えば収量が510kgであるような場合は、A区分の標準額とB区分の標準額の間を標準額とするなど、弾力的な対応をいただければ幸いです。

※実際の契約小作料額が標準額よりも著しく高い場合は、農地法の規定により減額勧告される場合があります。

お問い合わせは、南丹市農業委員会事務局(TEL.0771-68-0067)まで



下限面積が引き下げられました 南丹市全域が10アール(1反)に

農地法第3条の手続きにより農地の所有権の移転や貸借権の設定をする場合、許可を受けるための要件がいくつかありますが、その中に「下限面積要件」というものがあります。

「下限面積要件」とは、譲受人(借人)の耕作面積が、『現に所有または借り入れている農地』と『許可申請する農地』を合わせた面積が一定規模必要であるという要件です。

南丹市では、従来、30アールから50アールの間で地区ごとに下限面積が異なっていましたが、このたび、京都府知事の告示が行われ、南丹市全域が一律10アール(1反)となりました。



この下限面積引き下げは、4月1日以降の3条申請受付分から適用されます。

※ 耕作面積には、現況地目が農地でなくなっているものは含まれません。

なんたん

あっちこっち

企業による農業参入

近年、『企業による農業参入』の取り組みが全国的に拡大しています。従来、家族経営が中心であった農業経営に民間企業が参入することについてはさまざまな意見があるところですが、担い手不足による農地の遊休・荒廃化が懸念される中山間地においては、農業の“新たな担い手”として、また、新たな特産物育成として大きな期待が寄せられるのも事実です。

今回は、南丹市内で企業による農業参入の事例の一部を紹介します。

株式会社ゼンシヨウ



▲トウガラシのは種作業。36万粒(約5千箱)の種をまきます。

清水寺(京都市東山区)の門前にある七味唐辛子の老舗「七味家本舗」の関連会社として、今年一月、園部町栄町に「株式会社ゼンシヨウ」が設立されました。

食の安心・安全を求める消費者ニーズを受け、京都産の原材料を自力で確保することを目的に設立されたもので、南丹市を中心に約一三・五%の農地を借り上げ、「トウガラシ(品種名:京新清水)」「(〇〇)」や胡麻(三・五%)の本格的な自社生産に取り組まれることとなったものです。

同社が借り入れたほ場は、南丹市でも中山間地が中心で地域の高齢化比率も高く、担い手が不足していることから



▲トウガラシの花

遊休化が懸念されていたほ場で、農地の有効利用の点でも地域にとつて大きなメリットとなります。

さらに、自社栽培だけでなく市内農家に栽培委託(五%)もされる予定です。

トウガラシは、獣害も比較的少ないことから農家にとつては作りやすく、また、南丹市では本格的な七味用のトウガラシ栽培はこれまで取り組みがなかったことから、新たな特産物の育成としても期待が寄せられています。

ちなみに、社名の「ゼンシヨウ」とは、生産者(農家)から会社関係者、消費者など会社に関わる人全(ゼン)てに笑(シヨウ)いをもたらすよつこ』という意味だそうです。

株式会社山田製油



▲栽培技術講習会。ベテラン農家の方が師匠となり、「土をかぶせるのは、ほうきでサッと掃く程度」といった、絶妙のアドバイスがあります。

京都市西京区に本社がある「株式会社山田製油」。

昔ながらの手作り製法は「へんこ」と称されるほどで、安心安全へのこだわりはテレビなどでも紹介されるとともに、多くの本物志向の料理店や有名百貨店からの注文が相次いでいます。

この山田製油が七年前、日吉町胡麻に工場を建設されました。「胡麻」という地名に惹かれての工場立地です。

胡麻の国内自給率は〇・%とも言われており、同社でも現状ではミャンマー産の契約栽培を中心に海外からの輸入が主となっていますが、安心安全の無農薬栽培の原材料確保を目指



▲胡麻の花

そのノウハウもありません。そのため、胡麻工場の近くの農家の方の協力を得て、社員自ら栽培技術を蓄積されてきました。さらに、地元を中心に少しずつ栽培農家を拡大してきました。

毎年、定期的に栽培技術の講習会を開催。ベテランから初心者まで多くの人が参加されています。

今年(三〇)は三十戸、約二で栽培される予定です。

し、日吉町を中心に国内での栽培面積拡大に取り組まれています。

従来、胡麻は各家庭で小規模に栽培されてきました。が、本格的な栽培となると全国的にも事例は少なく、